

物価高騰による低所得世帯への 支援臨時給付金のご案内

受給には手続きが必要です

- 物価高の影響を受ける低所得世帯への支援臨時給付金は、住民税非課税世帯を支援する新たな給付金です。
- 住民税非課税世帯に児童（18歳以下）がいるときは、児童一人あたり2万円を加算して給付します。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり3万6千円
児童一人あたり2万円加算

給付金の支給時期

町が確認書(または申請書)を受理した日から30日以内が目安です。

支給対象と申請の有無

今回のお知らせ（確認書）が届いた世帯

世帯全員の令和6年度の「**住民税が非課税**」の世帯

同封されている確認書の中身を確認して
返信用封筒で返信してください。



- ※ 確認書は、令和6年12月13日時点で棚倉町に住民登録があった方に送付しています。
- ※ 世帯の中に未申告者又は令和6年1月2日以降に転入された方で課税状況が分からない方がいるときは、申請が必要となる場合があります。

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

1 世帯の全ての方が、令和6年1月1以前から現在の住所に住んでいる方

- 対象となる世帯には、棚倉町から給付内容や確認事項が書かれた「確認書」が届きます。

- 中身を確認して、健康福祉課に返信してください。

【確認事項】

- ① 記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ② 住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
(例：親(課税)に扶養されている学生の単身世帯、子(課税)に扶養されている両親の世帯等)



- ※ 意図的に虚偽の申請または確認をしたときは、不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

2 世帯の中に、未申告の方がいる場合、又は、令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 世帯の中に未申告者または転入者の方など課税情報が確認できない方がいる場合は、申請が必要です。

(※未申告の場合は、町税務課にご相談ください。)

- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に健康福祉課の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。
- 申請書は窓口へ備え付けてあるほか町のホームページからもダウンロードできます。



住民税非課税世帯に対する支援臨時給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報**の詐取」にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、町役場や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

棚倉町役場

健康福祉課

福祉係

「住民税非課税世帯支援臨時給付金」窓口

☎ 0247-33-2117

受付時間 平日 8:30 ~ 17:15
(土日祝、12/29 ~ 1/3 を除く)

